国家公務員退職手当法		
附則第十二項	六十歳（次の各号に掲げる者については、当該各号に定める年齢）	同項又は同条第二項
附則第十三項	六十歳（前項各号に掲げる者については、当該各号に定める年齢）	同条第一項又は第二項
附則第十六項	定年（附則第十二項各号及び第十四項各号に掲げる者以外の者（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）第一条の規定による改正前の国家公務員法（以下この項において「旧国家公務員法」という。）第八十条の二第二項本文（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定により定年に達した日以後における最初の三月三十一日（その日が定年に達した日以後における最初の三月三十一日が附則第十四項に規定する職員に該当する場合にあつては、附則第十四項に規定する改正前定年に達した日以後における最初の三月三十一日）までの間にある者を含む。）及び国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）第一条の規定による改正前の国家公務員法第八十条の二第二項本文の規定により定年に達した日以後における最初の四月一日（その日が附則第十四項第九号に掲げる職員に該当する場合にあつては、附則第十四項に規定する改正前定年に達した日以後における最初の四月一日）までの間にある者を含む。）に掲げる職員にあつては内閣官房令で定める年齢とする。）	同項又は同条第二項

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）の施行の日の前日において令和三年国家公務員法等改正法第六条の規定による改正前の教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の国家公務員法第八十条の二第二項の規定により任命権者が定めていた年齢（次項において「改正前定年」という。）	第四条第一項又は第二項	改正前定年
		教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）附則第八条の規定により読み替えて適用する附則第十二項に規定する改正前定年

（警察法の一部改正）

第七条　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に改める。

第五十六条の三の見出しを削り、同条中「第五十六条の三」を「第五十六条の五」に、「以下単に」を「第三十八条の二第一項及び第六項第六号において単に」に改め、同条を第五十六条の五とする。

第五十六条の二の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

第五十六条第一項の規定にかかわらず、特定地方警務官については、国家公務員法第百六条の二の規定は、適用しない。

第五十六条の二を第五十六条の三とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。

（特定地方警務官に係る地方公務員法の特例）

第五十六条の四　警視総監又は道府県警察本部長は、国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する管理監督職（以下この項において単に「管理監督職」という。）を占める特定地方警務官でその占める管理監督職に係る同条第二項に規定する管理監督職勤務上限年齢に達している特定地方警務官について、国家公安委員会の同意を得て、同条第一項本文に規定する異動期間（第五十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において単に「異動期間」という。）に、当該特定地方警務官としての在職に引き続き、その属する都道府県警察の警視以下の階級にある警察官に任命するものとする。ただし、異動期間に、同法の他の規定により当該特定地方警務官について同法第八十一条の二第一項に規定する他の官職への昇任、降任若しくは転任をされた場合又は同法第八十一条の七第一項の規定により当該特定地方警務官を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとされた場合は、この限りでない。

2　前項本文の規定による任命を行うに当たつて警視総監又は道府県警察本部長が遵守すべき基準に関する事項その他の当該任命に関し必要な事項は、条例で定める。

第五十六条の次に次の見出し及び一条を加える。

（地方警務官等に係る国家公務員法の特例）

第五十六条の二　前条第一項の規定にかかわらず、退職時に特定地方警務官（地方警務官のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となつた者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。以下同じ。）であつた者については、国家公務員法第六十条の二の規定は、適用しない。

2　特定地方警務官は、第五十六条の四第一項の規定により任命されたときは、当該任命の時に一般職の国家公務員を退職する。

3　特定地方警務官に対する国家公務員法第八十一条の二及び第八十一条の七の規定の適用については、同法第八十一条の二第一項ただし書中「異動期間」とあるのは「当該職員が警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官である場合又は異動期間」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、同法第八十一条の七第一項ただし書中「ただし、」とあるのは「ただし、警察法第五十六条の二第五項において読み替えて準用する」とする。

4　第五十六条の四第一項の規定により任命された者に対する国家公務員法第八十一条の三の規定の適用については、同条中「（他の官職への降任等）」とあるのは「（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命）」と、「職員」とあるのは「者」と、「当該他の官職への降任等」とあるのは「当該任命」とする。

5　国家公務員法第八十一条の五の規定は、特定地方警務官について準用する。この場合において、同条第一項中「他の官職への降任等を」とあるのは「警視総監又は道府県警察本部長が警察法第五十六条の四第一項の規定による任命（以下この項及び第三項において「特定任命」という。）を」と、同項各号中「他の官職への降任等」とあるのは「特定任命に伴う退職」と、同条第三項中「他の官職への降任等を」とあるのは「警視総監又は道府県警察本部長が特定任命を」と、「他の官職への降任等に」とあるのは「特定任命に伴う退職に」と読み替えるものとする。

附則に次の二項を加える。